

入札公告

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成30年 9月10日

地方独立行政法人秋田県立病院機構
理事長 鈴木明文

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 物件名 | デジタルホルター記録器賃貸借契約 |
| (2) リース物品 | デジタルホルター記録器 1式
※詳細は、別添「デジタルホルター記録器仕様書（以下、仕様書という）」のとおり |
| (3) 契約方法 | 2者又は3者による賃貸借契約 |
| (4) 規格・仕様等 | 別添仕様書による |
| (5) 賃借期間 | 平成30年11月1日から平成36年10月31日まで |
| (6) 納入場所 | 秋田市千秋久保田町6番10号
秋田県立脳血管研究センター |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県が発注する物品の買い入れ等の競争入札に参加する資格を有するか、過去3年間に当機構との間に複数回の取引実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等を次により提出すること。

①提出書類等

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 上記2の(3)を証明する資料
- ウ 第三者をして物件の貸付を行えることの証明書（3者契約用）
- エ アフターサービス及びメンテナンス体制に関する資料
 - ・納入しようとする物品又は同種物品に精通したサービス要員を有する社内（出張所、代理店等を含む）の組織、配置等を明らかにする書類（様式任意）

②提出期間

平成30年9月10日（月）から9月20日（木）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

秋田市千秋久保田町 6 番 10 号

秋田県立脳血管研究センター（電話番号 018-833-0115）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県立脳血管研究センターのホームページ（<http://www.akita-noken.jp/>）から平成 30 年 9 月 10 日（月）から 9 月 20 日（木）の期間内にダウンロードすることができる。ただしこれにより難しい場合には、同期間の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までの間（土・日・祝祭日を除く）、(1) の場所において交付する。

5 入札執行等の日時及び場所

(1) 入札日

平成 30 年 9 月 26 日（水）午前 10 時

秋田県立脳血管研究センター 2 階 第 1 会議室

6 入札保証金に関する事項

秋田県立病院機構会計規程第 42 条による。

7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。